

入札告示

札幌市告示第 3485 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 7 月 31 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒065-8612 札幌市東区北 11 条東 7 丁目
札幌市東区保健福祉部保護一課管理係
電話 011-741-2473 FAX 011-743-2717

2 入札に付する事項

(1) 借受物品名と数量 東区保護課外勤用軽自動車借上（リース）

ア ダイハツ ミライース または同等車種 12 台

イ スズキ アルト または同等車種 1 台

(2) 借受物品の仕様等 仕様書 1、2 のとおり。

(3) 借受期間 令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入場所

札幌市東区役所（札幌市東区北 11 条東 7 丁目）

(5) 入札方法 月額（月当たりの賃貸借料金）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店または支店を有する者。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。また、東区役所ホームページからダウンロードできる。

URL: https://www.city.sapporo.jp/higashi/keiyaku/ippankyousou20230731_3.html

- (2) 入札書の受領期限
令和5年8月7日（月）17時00分（必着とする）
- (3) 開札の日時及び場所
令和5年8月8日（火）10時30分
札幌市東区役所保健福祉部保護課事務室（札幌市東区北11条東7丁目 札幌市東区役所2階）
- (4) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は、別紙1の様式にて作成すること。
 - イ 上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。ただし、下記ウ及びエにより提出する場合はこの限りではない。
 - ウ 事前に直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和5年8月8日10時30分開札「東区保護課外勤用軽自動車借上（リース）」入札書在中』の旨を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - エ 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はウのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、上記1あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。